

北九州市地域防災計画に定める大規模な工場その他の施設の用途及び規模を定める条例

平成26年6月25日

条例第37号

改正 平成27年10月16日条例第45号

水防法(昭和24年法律第193号)第15条第1項第4号ハに規定する条例で定める用途は工場、作業場又は倉庫とし、規模は延べ面積が1万平方メートル以上とする。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成27年10月16日条例第45号)

この条例は、公布の日から施行する。